

---

---

朝霞和光資源循環組合  
ごみ広域処理施設整備・運営事業  
入札説明書等に関する質問回答（第2回）

---

---

令和5年7月28日

朝霞和光資源循環組合

## 1 入札説明書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	31	別紙2	3	(1)	設計・建設 業務 に係る対価	朝霞和光資源循環組合建設工事前金払取扱要綱（令和2年告示第8号）及び朝霞和光資源循環組合建設工事中間前金払取扱要領（令和5年2月1日決裁）について、ご提示お願いいたします。また、本事業の前払金支払いの上限額がありましたら、ご教示お願い致します。	入札説明書の参考資料として、朝霞和光資源循環組合建設工事前金払取扱要綱（令和2年10月1日告示第8号）及び朝霞和光資源循環組合建設工事中間前金払取扱要領（令和5年2月1日決裁）を配布しますので、希望事業者は組合（担当者）へご連絡ください。 また、前金払の支払限度額は、請負代金額（各年度の支出予定額）の10分の4以内といたします。ただし、財源に地方債を見込んでおり資金調達の時期に制限があることから、前金払の請求可能時期は毎年10月中旬以降となる見込みです。

## 2 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	11	第1編 第3章	3.6	3.6.2	(2) 搬出車両	<p>表1-5 搬出車両の仕様において、搬出物および搬出車両の記載があります。搬出のために貯留設備が必要となりますが、これらは事業者側の手配範囲となるのでしょうか。また、事業者の手配範囲の場合、一時貯留用のドラム缶は返却されるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラム缶（一時貯留用）：乾電池、蛍光灯、水銀含有廃棄物</li> <li>・アームロール車用コンテナ：小型家電、携帯電話、廃家電</li> <li>・フレコンバッグなど：その他の品目</li> </ul>	<p>一時貯留用のドラム缶やフレコンバッグ等は、事業者側にて手配・用意し、アームロール車用コンテナは、組合の外部委託業者が用意することを想定しています。</p> <p>なお、貯留用ドラム缶は返却されないものと考えています。</p> <p>また、小型家電はフレコンバッグ、携帯電話及び廃家電等はコンテナボックス等により保管とします。</p>
2	39	第2編 第1章	1.1	1.7.10	試運転	<p>試運転中に発生する「焼却炉回収金属」「焼却灰及び飛灰」「破碎残渣、資源物」などの残渣類は産業廃棄物、もしくは一般廃棄物のどちらとして処分するものとお考えでしょうか。</p>	<p>一般廃棄物での処分とします。</p>
3	128	第2編 第4章	4.5	4.5.8	(4) 特記事項	<p>「イ 手解体し・選別したスプリングやポケットコイル（鉄類）は着脱式コンテナで保管」とあります。これは、組合様にて外部委託処理と考えますが、必要な着脱式コンテナは外部委託事業者で用意されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>スプリングやポケットコイル（鉄類）は、添付資料18に基づき、破碎処理ラインへの投入又は手解体物残渣ストックヤード・処理困難物ヤード（ばら積み、コンテナボックス等）での保管を正としてください。</p> <p>上記の処理の流れは事業者提案によりますが、組合としては未破碎鉄としての搬出量は極力減らしたいと考えています。</p> <p>なお、将来的に搬出形態として着脱式コンテナが必要となる場合は、搬出する組合の外部委託事業者が用意することを想定しています。</p>

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
4	202	第8章	2	8.2.2	(2) 解体撤去等方針	表2-67 にて汚染区画の地下構造物について、地下水以下の部分は「撤去（状況により残置）」と記載がございます。地下水以下の部分とは、地質調査報告書中のボーリング資料による地中水位をさすと考えてよろしいでしょうか。	地下水位は季節変動が想定されるため、事業者にて施工前に地下水位を測定の上で判断するものとしてください。 また、地下構造物の「撤去（状況により残置）」とは、地下水位が高く撤去が困難な場合は残置を可としていますが、その判断については設計段階及び施工の前段階に地下水位の調査結果も踏まえて組合との協議により決定するものとします。
5	202	第8章	2	8.2.2	(2) 解体撤去等方針	表2-67 にて汚染区画の基礎杭については地下水以上、地下水以下ともに「残置（撤去は可）」と記載がありますが、撤去は施設計画を踏まえ、事業者にて判断との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	202	第8章	2	8.2.2	(2) 解体撤去等方針	表2-67 にて汚染土壌の深い区画部分において、「汚染深度が深く、撤去が困難な部分として残置」と記載されておりますが、汚染深度が深くとは汚染表土から何メートルをさしているのでしょうか。	具体的な設定深度はありませんが、地下水低下による地盤沈下の懸念や排水先確保の困難さ等を考慮して、汚染表土（G.L.）より、概ね-3.0mまでであれば撤去、-4.0m以深であれば残置と想定しています。（要求水準書の表2-65、表2-66も参照してください。） なお、実際の深度については、No.4の回答と同様に地下水位の調査結果も踏まえて組合との協議により決定するものとします。
7	204	第8章	2	8.2.4	その他の条件等	地下水の汚染に関して、周辺に飲用井戸があることが判明した場合の調査、申請手続き、遮水壁設置等の措置に関わるコスト・工期について追加協議対象と考えるとよろしいでしょうか。	組合が実施した調査結果からは、事業予定地近傍に飲用井戸が無いと認識していますが、質問のとおり事態が生じた場合は、協議対象となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
8	添付資料15				不燃・粗大ごみ処理に係る構成市実績	添付資料15の「乾電池・蛍光管」および「スプレー缶・ライター」が合算された数値となっています。処理方式が異なるため、個別の割合を提示していただけないでしょうか。	個別の搬出量の実績について、追加の添付資料を配布しますので、希望事業者は組合（担当者）へご連絡ください。 【添付資料33】「乾電池・蛍光管・スプレー缶・ライターに係る搬出量実績」

### 3 落札者決定基準に関する質問への回答

質問はありませんでした。

### 4 様式集に関する質問への回答

質問はありませんでした。

### 5 基本協定書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

### 6 基本契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。